

頁数	変更後	変更前	変更理由
	II. 委託実験調査契約の概要	II. 委託実験調査契約の概要	
P.12	2. 委託実験調査契約の締結にあたっての留意事項	2. 委託実験調査契約の締結にあたっての留意事項	
	<p>(1) 委託実験調査契約の締結について</p> <p>実験調査開始日（委託実験調査期間の開始日）は、AMED における委託実験調査契約締結日以降に設定するものとします。実験調査開始日以前に遡及して委託実験調査費を計上することはできません。なお、原則として再委託契約も同様です。</p>	<p>(1) 委託実験調査契約の締結について</p> <p>AMEDにおける委託実験調査契約は、契約締結日をもって実験調査開始日（委託実験調査期間の開始日）とします。したがって、実験調査開始日以前に遡及して委託実験調査費を計上することはできません。なお、原則として再委託契約も同様です。</p>	表現の適正化
	IV. 執行について	IV. 執行について	
P.35	4. 直接経費について	4. 直接経費について	
	<p>(3) <人件費・謝金></p> <p>① 人件費【大学等・企業等共通】</p> <p>(iii) 専従者・兼業者について</p> <p>雇用される研究員等については、専従者・兼業者に分類され、必要となる証拠書類や様式等がそれぞれ異なりますのでご注意ください。詳細は「②人件費【大学等】」及び「③人件費【企業等】を参照してください。</p> <p>(a) 専従者の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当該年度において、継続して6ヶ月以上当該課題にのみ従事する研究員等を「専従者」として定義し、当該課題に従事させることを人事に関する権限を有する者の証明が必要です。6ヶ月の算定にあたっては、前年度の勤務実態が専従であればその期間を考慮します。なお、途中で他の業務に従事する場合は専従者としてみなされませんので注意してください。 ●専従者が当該課題に関係のない業務等（例：研究室又は居室の引越、レイアウトの変更等）で一時的（2週間以内）に当該課題に従事できなかった場合や、1回につき2週間以上上の休暇（土日祭日を含む）を取得する場合は、専従者認定は排除しません。 <p>(b) 兼業者の定義</p> <p>省略</p> <p>(c) 人件費計上におけるエフォートと従事率の定義</p> <p>省略</p>	<p>(3) <人件費・謝金></p> <p>① 人件費【大学等・企業等共通】</p> <p>(iii) 専従者・兼業者について</p> <p>雇用される研究員等については、専従者・兼業者に分類され、必要となる証拠書類や様式等がそれぞれ異なりますのでご注意ください。詳細は「②人件費【大学等】」及び「③人件費【企業等】を参照してください。</p> <p>(a) 専従者の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当該年度において、継続して6ヶ月以上当該課題にのみ従事する研究員等を「専従者」として定義し、当該課題に従事させることを人事に関する権限を有する者の証明が必要です。6ヶ月の算定にあたっては、前年度の勤務実態が専従であればその期間を考慮します。なお、途中で他の業務に従事する場合は専従者としてみなされませんので注意してください。 ●専従者が当該課題に関係のない業務等（例：研究室又は居室の引越、レイアウトの変更等）で一時的（2週間以内）に当該課題に従事できなかった場合や、1回につき2週間以内の休暇（土日祭日を含む）を取得する場合は、専従者認定は排除しません。 <p>(b) 兼業者の定義</p> <p>省略</p> <p>(c) 人件費計上におけるエフォートと従事率の定義</p> <p>省略</p>	表現の適正化
P.82 ~83	14. 検査について	14. 検査について	
	<p>(2) 検査の種類</p> <p>検査は、実施時期により、「中間検査」、「年度末検査」及び「確定検査」に分類されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中間検査：実験調査の遂行状況、経理処理及び資産管理状況について、委託実験調査契約期間中に行う検査です。 ●年度末検査：翌年度への繰越を実施した課題に対して行う検査です。「委託実験調査年度末報告書」【報告様式1】に基づき、当該年度（委託実験調査開始日から当該年度3月31日まで）に支払うべき額全てを確定し、精算するため実験調査の遂行状況、経理処理状況を検査します。 ●確定検査：契約期間終了時に行う検査です。「委託実験調査実績報告書」【報告様式1】に基づき、当該事業年度に支払うべき額を確定し、精算するため実験調査の遂行状況、経理処理状況を検査します。 	<p>(2) 検査の種類</p> <p>検査は、実施時期により、「中間検査」、「年度末検査」及び「確定検査」に分類されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中間検査：実験調査の遂行状況、経理処理及び資産管理状況について、委託実験調査契約期間中に行う検査です。 ●年度末検査：翌年度への繰越を実施した課題に対して行う検査です。「委託実験調査年度末報告書」【報告様式1】に基づき、当該年度（契約締結日から当該年度3月31日まで）に支払うべき額全てを確定し、精算するため実験調査の遂行状況、経理処理状況を検査します。 ・確定検査：契約期間終了時に行う検査です。「委託実験調査実績報告書」【報告様式1】に基づき、当該事業年度に支払うべき額を確定し、精算するため実験調査の遂行状況、経理処理状況を検査します。 	表現の適正化